平成２９年（フ）第６１３号
兵庫県西宮市甲子園口４丁目19番３号
破産者　川上　清隆
1　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
2　一般調査期日　平成30年５月17日午前11時30分
平成30年２月15日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第８６１号
広島県山県郡北広島町大朝1938番地
破産者　石橋飲料株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年３月19日まで
2　一般調査期日　平成30年４月27日午後２時
平成30年２月15日
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６号
佐賀県伊万里市大坪町丙2109番地５　エステート柳井101、前住所佐賀県伊万里市新天町620番地６　エイルマンション伊万里駅前505
破産者　横田　政信
1　破産債権の届出期間　平成30年３月23日まで
2　一般調査期日　平成30年４月25日午前10時30分
平成30年２月９日　佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１４２号
香川県高松市牟礼町牟礼3095番地
破産者　中村　良治
1　破産債権の届出期間　平成30年３月30日まで
2　一般調査期日　平成30年６月１日午前10時
平成30年２月16日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期間

平成２９年（フ）第２６７号
佐賀市西与賀町大字厘外1586番地１
破産者　橋本　　茂
1　破産債権の届出期間　平成30年３月20日まで
2　一般調査期間　平成30年４月３日から平成30年４月13日まで
平成30年２月15日
佐賀地方裁判所民事部破産係

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２１０８号
東京都新宿区中落合１丁目21番１号
清算株式会社　株式会社フアミリア・アーツ
代表清算人　坂井田大洋
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第２００８号
東京都渋谷区道玄坂２丁目11番１号
清算株式会社　ピュレカ株式会社
代表清算人　高野　兼一
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１７号
栃木県宇都宮市小幡２丁目２番11号有貴ビル２階
清算株式会社　株式会社エヌアールエンタープライズ
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２９年（ヒ）第２０９５号
東京都新宿区北新宿４丁目14番10号
清算株式会社　丸新城西青果株式会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第１００８号
広島市中区基町６番78号
清算株式会社　株式会社ＲＲＨＨ
1　決定年月日　平成30年２月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２１０２号
東京都千代田区大手町１丁目７番２号東京サンケイビル25階センチュリー法律事務所内
清算株式会社　北上管財株式会社
代表清算人　吉田　榮伸
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定における弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち劣後債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　本協定認可決定確定後遅滞なく、一般債権の19.25パーセントに相当する額を支払う。
⑵　上記弁済後、残額について免除を受ける。
第３　劣後債権
１　劣後債権の定義
劣後債権とは、協定債権のうち、中央化学株式会社、株式会社東北銀行、吉田栄伸、吉田千恵、吉田尚史及び吉田光宏が有するものをいう。
２　劣後債権についての免除
劣後債権は、本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
第４　新たに財産が発見された場合
第２・２⑴の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合において、各一般債権者が第２・２⑵の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成３０年（ヒ）第１号
長野県塩尻市大字広丘野村1787番地22
清算株式会社　株式会社ＳＴ商会
代表清算人　大橋　　学
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可決定確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
２　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち第３に定める関係者債権、開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び免除
⑴　免除
一般債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する一般債権の全額につき、その債務を免除する。
⑵　新たな財産が発見された場合の弁済
ア　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、清算株式会社は一般債権者に対し、当該残額を一般債権者に対して支払う。
イ　アによる弁済を行った場合は、⑴に基づく免除は、新たにされた弁済の限度で⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
第３　関係者債権
１　定義
関係者債権とは、協定債権のうち、大橋学が有するものをいう。
２　関係者債権についての免除
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する関係者債権の全額につき、その債務を免除する。
以上
長野地方裁判所松本支部